

議 長 日程第12、報告第9号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、報告第9号「健全化判断比率及び資金不足比率について」御報告をさせていただきます。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月より全面施行されまして、財政の健全化性に関する比率の公表制度が設けられたものでございます。その比率に応じて、地方公共団体が早期健全化及び財政の再生に係る行政財政上の措置を講ずることを目的に、4つの財政指標について公表することとなったものでございます。その1つ目に実質赤字比率、2つ目に連結実質赤字比率、3つ目に実質公債費比率、4つ目に将来負担比率の指標と併せて公営企業会計の資金不足比率の公表が毎年度義務づけられております。それを受けまして、財政の健全化に関する法律の第3条の規定によりですね、監査委員から、この4つの指標を基にその算出根拠となる数値を検証して係数が適正に算出されているかを確認し、その結果に対してですね、財政上の分析、そして財政健全化の推進の必要性等につきまして、7月30日に監査委員の審査を受けたところ、適正と認められましたので議会にここで報告させていただくものでございます。

それでは、指標について御説明をさせていただきます。1枚目、1枚おめくりいただき別紙になります。

1つ目に、令和6年度の決算に基づく松田町の健全化判断比率につきましては、これは単位をパーセントで示しております、まず表の左のほうから実質赤字比率でございます。この実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質的な赤字額のいわゆる標準財政規模に対する比率となります。分母の標準財政規模は、自治体が通常の水準、いわゆる行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度持っているか、これが標準財政規模を表す指標で、普通交付税算定上の町税や譲与税などの合計値、いわゆる標準財政収入額

等に加え普通交付税と臨財債等を足したものとなります。括弧内の数値につきましては町の基準数値で、ここの15.0%を超えると早期健全化の団体、いわゆる国へ財政再生計画の提出と起債の制限化となる数値でございます。松田町におきましては、ここは赤字ではなく比率がないものとされるために横棒となっているものでございます。

続きまして、連結実質赤字比率でございます。これは、企業会計等まで含めた全会計を対象とした実質赤字でございます。または、資金不足額を合わせたものでございます。こちらも標準財政規模に対する赤字の比率となります。括弧内の20.0%を超えると早期健全化団体となりますが、松田町におきましては横棒で、赤字は算出されておりません。

続きまして、3つ目の実質公債費比率でございます。こちらは地方公共団体の一般会計等が負担する公債費及び公債費に準ずるものを、こちらも標準財政規模を基本とした額に対する比率を表したもので、分母はおおむね償還の元金利子となります。いわゆる実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合となります。こちらは過去3年の平均値を用いております。括弧内の25%以上の団体につきましては財政健全化計画の策定が必要となります。また、35%となりますと財政再生団体となりますが、松田町におきましては6.6%と、昨年度比につきましては0.3%の増となっております。令和6年度は普通交付税の増額に伴い標準財政規模が大きくなったことで分母の値が増加しましたが、それ以上に令和2年度の臨財債や令和2年度の防災行政無線デジタル化の事業の元金償還が始まったことに伴い元利償還金が増え、3か年の平均値といたしまして昨年度比0.3%の増となったものでございます。こちらは例えば家計に例えますと、収入に対して住宅ローンや自動車ローンなどの返済額がどれくらいあるかで家計が健全かどうかを判断するというものでございます。

続きまして、4つ目でございます。将来負担比率でございます。こちらはストック指標で、ある時点における借金の額を捉えようとした指標で、普通会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に占める割合でございます。公営企業も

含め、地方公共団体の一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表したものでございます。こちらも括弧内の350%を超えますと財政健全化計画の策定が必要となります。松田町におきましては令和6年度は0.7%となっております。昨年度比6.4%の減となっております。主な減少の理由といたしましては、地方債現在高の減少に、新松田駅周辺整備基金をはじめとする基金への積立てにより充当可能財源も増加したことから、比率も大きく減少したものでございます。個人の借金等に例えますと、自分の収入や貯蓄に対して住宅ローンや自動車ローン、あるいはクレジットカードの借金がどれくらいの割合になっているかというような比率になるものでございます。

続きまして、表の2つ目に令和6年度決算に基づく松田町の公営企業の資金不足率でございます。御覧のとおり、松田町の下水道事業会計、簡易水道事業会計、上水道事業会計の資金の不足はございませんでしたので、こちらも横棒とさせていただきます。

最後に最終のページになります。裏面になります。参考資料として、こちらは7月30日付で提出された財政健全化法の規定により監査委員の審査に付し、その審査意見書を添付させていただきました。資料の2つ目の審査の結果につきましては、健全化判断比率及びその算出の基礎となる事項を記載した書類について、いずれも適正に作成されていると認められましたので、ここで報告をさせていただきます。

以上で説明及び報告を終わりにさせていただきます。

議 長 担当課長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。